

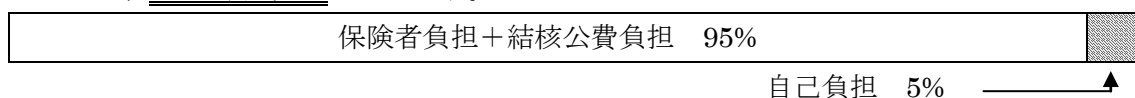
結核医療費公費負担制度

患者さんの結核医療費の自己負担を減らし、安心して適切な医療を受けられるように、結核医療費を公費で負担する制度のことであります。

外来で治療される場合は感染症法 37条の2による公費負担となります。

● 感染症法 37条の2に基づく一般患者に対する公費負担について

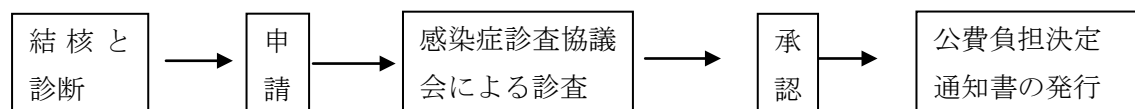
結核医療の基準に該当する治療が対象となります（裏面参照）。なお、保険適用外の治療費については公費負担対象外です。公費負担対象医療費のうち、95%が保険者負担・公費負担となり、5%が本人負担となります。



感染症診査協議会の承認を得て、公費負担は決定されます。

感染症診査協議会で承認した内容以外の治療（抗結核薬の変更、外科的治療の追加など）を行なう場合には、事前に改めて公費負担申請を行い、感染症診査協議会の承認を得る必要があります。 なお、初診料・再診料・指導料・診断書料・協力料及び小児科外来診察等の包括された診療報酬点数は公費負担の対象外となります。

● 公費負担申請の流れ



● 公費負担の承認期間

原則として、「公費負担申請受理日」から「6か月に達する前の月の月末まで」となります。6か月を過ぎてもなお治療が必要な場合は、再度申請をしていただく必要があります。（承認期間は公費負担決定通知書、患者票に記載されています。）

例) 令和3年4月1日申請 承認期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日

● 公費負担申請の手続き

公費負担を申請される場合は、本人又は家族の方が、南福祉保健センター福祉保健課健康づくり係へ以下の書類を提出していただく必要があります。

- ① 結核医療費公費負担申請書
- ② 主治医の意見書
- ③ X線写真フィルム（3か月以内に撮影したもの）

主治医の意見書、X線写真フィルムは病院から直接南福祉保健センターに送られる場合があります。（公費負担申請書のみ提出）

※継続申請の時は、前回提出したX線フィルムも必要となります。

公費の適用は申請書を区役所が受理した日（郵送の場合は消印日）からになりますのでご注意ください。

● 公費負担医療の対象範囲

| 公費負担承認範囲(結核医療の基準) | 公費負担対象外 |
|---|-----------------------|
| 化学療法 ・抗結核薬 INH、RFP または RBT、SM、EB、KM、TH、EVM、PZA、PAS、CS、DLM、LVFX ・抗結核薬併用剤として使用する副腎皮質ホルモン剤 ・これらの投与に伴う処方料、処方箋料、調剤料、調剤技術基本料 | ・薬剤情報提供料 ・左欄以外の薬剤 |
| 検査 ・X線検査(必要に応じてCT検査) ・菌検査 ・副作用の早期発見のために必要な検査(副作用に対する治療は公費対象外) ・これらの検査に伴う判断料 | ・MRI ・副作用の治療に関すること |
| 外科的療法とそれに伴う処置・治療(創傷治療・注射・輸血・麻酔等) ※処置・治療については、臨床上外科的療法に必要な限度にとどめるものとする。 ・肺結核：薬剤耐性等により化学療法による陰性化が期待できない場合等 ・結核性膿胸：穿刺排膿術、閉鎖性排膿術、膿胸腔縮小術など ・骨関節結核：病巣廓清・固定術 ・これらに伴い、術前及び術後の入院 | 食事療養費 |
| 骨関節結核の装具療法(※再申請が必要な場合があります) ・牽引装具、固定装具、免荷装具 ・療法後、その目的を達成するまでの期間の入院 | 食事療養費 |

決定された抗結核薬が別の抗結核薬に変更になる場合は再度申請が必要になります。
 申請日から変更された抗結核薬の公費が適用になりますのでご注意ください。
 今まで服薬していた抗結核薬の種類が減った場合は申請の必要はありません。

公費の適用は申請書を区役所が受理した日(郵送の場合は消印日)からになりますのでご注意ください。